

がいくこご つうやく
ヤングケアラーのために 外国語の 通訳を します！



そうだん



しえんしゃ
 支援者
 たす
 助けて
 くれる人

ヤングケアラー

長野県社協
 (ながのけんしゃきょう)
 026-228-4244



ステップ 1
 そうだん



ステップ 2
 うけつけ



ステップ 3
 ちょうせい
 いろいろ、だれが通訳
 するか決めます



ステップ 4
 じっし
 つうやく
 通訳します



ステップ 5
 みなおし
 お
 終わったら
 みんなで
 はな
 話します

じぎょう ながのけん わかものきょく じせだい さぼーとか
 この事業は、長野県（子ども若者局次世代サポート課）から
 いたく う ながのけんしゃかいふくしきょうぎかい おこな
 委託を受けて、長野県社会福祉協議会が行っています。

じぎょう



がいくこご つうやく
ヤングケアラーのために 外国語の 通訳を します！しくみ

【つかえる人】ヤングケアラー (young carer) <=小学生 から 大学生くらいの子>

※ヤングケアラーの家族は、日本語があまりできません。

だからいつも 家族のために 言葉の お手伝いを しています。

【なんのため?】子どもが 家族の お手伝いをする 時間を 減らします。

通訳がいれば、子どもは 遊んだり、学校で 勉強したり できます。

【なにをする?】子どもが通訳をしなくてもいいように、通訳する人をさがします。



りょうきん むりょう
料金は無料

ヤングケアラー等支援のための外国語対応通訳派遣事業について

長野県内で日本語を解さない家族のお世話をしているヤングケアラー当事者や家族に対して、日常生活を送るために必要な病院や行政手続き等における外国語の通訳派遣支援を行います。

使用例

- 転居に伴う行政手続きに関する通訳
- 学校における進路指導等の通訳
- 病院における手術後の説明や定期通院時の病状説明の通訳 など

利用方法 長野県社会福祉協議会へご連絡ください 026-228-4244

長野県ヤングケアラーコーディネーターが相談の内容に応じた通訳者の派遣支援を調整します。

ヤングケアラー等支援のための外国語対応通訳派遣支援事業実施要領

第1 目的

長野県内において日本語を解さない家族の世話をしているヤングケアラー対象者は家族の行政手続きや医療受診等の際、学校を休んで通訳を担わざるを得ない状況にあり、過度な責任の重みや緊張感による精神的な負担が生じている場合がある。

こうした世帯に対して、日常生活上の手続きにおいて通訳者の派遣支援を行い、当事者の学びの機会の保障と精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

第2 事業の名称

この事業の名称は、「ヤングケアラー等支援のための外国語対応通訳派遣支援事業」と称する。

第3 実施主体

社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「長野県社協」という。）（長野県委託事業）

第4 協力

公益財団法人長野県国際化協会

第5 利用対象者

日本語を解さない家族の世話をしている小学生、中学生、高校生、大学生（専門学校等含む）及びその家族

第6 通訳者の派遣先

- (1) 行政機関
- (2) 学校・教育関係機関
- (3) 医療機関
- (4) 相談支援機関
- (5) その他、日常生活を送るうえで必要な機関

第7 助成額

派遣した通訳者に対して以下の助成を行う。

- (1) 報酬：1時間2,000円とし、1回上限10,000円まで（15分未満切り捨て）
- (2) 交通費：自宅から派遣先までの往復分を長野県社協の規程に基づき支払う。

なお、移動時間は報酬に含まない。

第8 事業利用方法及び助成金の支払いの手続き

- (1) 本事業の利用を希望する者は長野県社協に申し出る。（電話、メール、LINE、オンラインフォーム、対面等）なお、支援者等からの申し出も可能とする。
- (2) 申し出に基づき、事業利用の必要性を本人や関係機関等に対し、ヤングケアラーコーディネーターがアセスメントを行う。
- (3) 通訳者派遣の必要性の確認後、ヤングケアラーコーディネーターが支援日程等を調整するとともに、長野県国際化協会に通訳者の派遣依頼を行う。
- (4) 支援終了後に長野県社協は通訳者から支援結果の報告を受ける。
- (5) 報告に基づき、長野県社協は通訳者の指定口座に助成金を送金する。
- (6) 本事業の利用にあたっては、ヤングケアラーが直面する課題の解決を目的として当該年度に1世帯あたり原則3回を上限とする。ただし、継続的かつ伴走的に支援が必要と考えられる世帯にあっては、教育や福祉等の関係者が参画する支援会議等にて必要性をその都度確認したうえで、上限を超えて利用することができる。

附則

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

この要領は、令和6年5月1日から施行する。